

## 原子力災害被災地域の復興施策の現状と課題（案）

令和6年12月4日

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ

1 はじめに

2

3 令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降、復興庁設  
4 置期間内における復興施策の検討に資するため、東日本大震災の発災からこれまでの間に実  
5 施された復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に、「第2期復興・創生期間まで  
6 の復興施策の総括に関するワーキンググループ」(以下「総括ワーキンググループ」という。)  
7 を開催することとされた。

8 総括ワーキンググループは、令和6年4月から7月までの第1回から第4回まで、地震・  
9 津波被災地域等に関する復興施策の総括について議論を行った後、同年8月から原子力災害  
10 被災地域における復興施策に関する議論を開始した。

11 原子力災害被災地域における復興施策に関しては、地域によって大きく状況が異なること  
12 や復興施策の内容も多様であること等を踏まえ、より丁寧に議論を進める必要がある。その  
13 ため、令和6年末にかけて現状把握や主要な復興事業を題材として総論的な議論を行った上  
14 で、令和7年以降に個別の復興事業の在り方に関する各論の議論を行い、原子力災害被災地  
15 域における復興施策の総括を取りまとめることとしている。

16 これまで、原子力災害被災地域に関しては5回の総括ワーキンググループを開催し、全体  
17 概況及び政府による復興施策の各分野について、市町村ごとの人口や経済指標等のデータ、  
18 主要な復興事業の制度概要・実績等をもとに、また、福島県知事をはじめとする関係地方公  
19 共団体からの説明を受けながら、議論が行われてきた。

20 また、9月には、福島県内の現地視察として福島第一原子力発電所視察や福島県知事との  
21 意見交換等を行い、10月には2回に分けて12市町村の首長等との意見交換を行った。

22 以下は、これまでの原子力災害被災地域に関する総括ワーキンググループ、9月以降の現  
23 地視察や12市町村との意見交換における構成員からの主な意見等を踏まえ、中間整理とし  
24 て令和6年中の議論の成果を原子力災害被災地域の復興施策の課題として取りまとめたも  
25 のである。

26 今回取りまとめた課題も念頭に置きながら、今後、原子力災害被災地域の復興施策の在り  
27 方について更に議論を深め、令和7年夏頃に、原子力災害被災地域の復興施策の総括を取り  
28 まとめることとしたい。

29

# 1 I 概論

## 2 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 3 ・ 復興の基本方針において、原子力災害被災地域については、「国が前面に立ち、中長期  
4 的な対応が必要」であり、「令和3年度からの当面10年間、本格的な復興・再生に向け  
5 た取組」を進めることとされている。
- 6 ・ また、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困  
7 難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、  
8 可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組  
9 んでいくこととしている。
- 10 ・ 原子力災害被災地域の現状としては、原子力災害に伴い避難指示が発出された地域の  
11 中には全て避難指示が解除された市町村がある一方で、未だ多くの区域が帰還困難区域  
12 となっている市町村もある。帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域において  
13 は避難指示がすべて解除されており、特定帰還居住区域においては除染やインフラ整備  
14 等の避難指示解除に向けた取組が進められている。
- 15 ・ このような状況下で、原子力災害被災地域の中でも市町村により大きく状況が異なっ  
16 ており、例えば、人口に関しては、震災後の人口減少傾向が比較的小さい市町村もある  
17 一方で、帰還困難区域が非常に多く人口の回復がみられず特定復興再生拠点区域等によ  
18 りようやく復興のスタート地点に立った町もある。  
19 また、市町村別総生産についても、市町村全体として震災前と同程度あるいはそれを  
20 上回る水準に回復した市町村がある一方で、建設特需を除くと震災後に大きく落ち込み  
21 回復がその後見られない町村もあり、地域によって状況は大きく異なっている。

22

## 23 (2) 主な検討課題等

- 24 ・ 原子力災害被災地域の復興施策の検討にあたっては、被災地の関係者に寄り添い、丁  
25 寧に耳を傾け、現場の実情を把握していくことが不可欠。
- 26 ・ 現状を正しく理解した上で課題を整理し、広域連携等、複数施策に共通する課題の解  
27 決に向けた方策を検討することが重要。
- 28 ・ 原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なること  
29 を踏まえ、地域ごとに適用すべき施策をきめ細やかに判断することが重要。  
30 なお、市町村単位での分析だけでなく、同一市町村内でも原子力災害の影響を強く受  
31 けた地域とそうでない地域では状況は異なることにも留意。
- 32 ・ 12市町村との意見交換等を通じ、どの被災地もそれぞれ厳しい状況にあり不安を抱  
33 えていることが改めて認識できたが、だからこそ広域連携による対応が重要ではないか。  
34 多くの市町村で広域連携に前向きであったことも踏まえ、広域連携の取組を進めてはど  
35 うか。

1       なお、広域連携を進める際には、市町村ごとに復興のステージが異なることを踏まえ、  
2       また住民の利便性にも配慮しつつ、連携する領域や進め方などどのような連携をすること  
3       ができるのかについて議論することが必要。

4       また、東日本大震災により被災した他県との連携も、国内外への知見発信などでは効果  
5       が期待できる。

- 6       ・ 復興の出口を探りながら、施策を検討していくことが必要ではないか。難しいところ  
7       もあろうがビジョンの議論を進めてはどうか。個々の市町村での検討が難しい場合、広  
8       域的なグランドデザインの検討も求められるのではないか。
- 9       ・ 最終的には福島県や市町村が継続的に自立した地域経営ができるような工夫が必要。

10

## 11   II 各分野における取組

### 12   1 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

#### 13   （1）これまでの主な取組と現状の概要

- 14       ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は、中長期ロードマップに基づき、必要な  
15       取組を進めてきている。
- 16       ・ 国は前面に立って、国内外の叡智を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推  
17       進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めて  
18       いくこととしている。
- 19       ・ 廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりや  
20       すい情報発信を行っていく。また、情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力  
21       を指導するとともに、国も必要な取組を行っていくこととしている。
- 22       ・ 令和6年9月には、2号機における燃料デブリの試験的取り出しに着手した。
- 23       ・ 世界にも前例のない燃料デブリ取出しは技術的難易度が極めて高い取組であり、国・  
24       東京電力・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が一体となり、内外の技術的知見を集めた  
25       集中的な検討の必要があるところ、復興と廃炉の両立を意識した対応を行うこととし  
26       ている。
- 27       ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に  
28       支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き  
29       続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- 30       ・ 3号機における燃料デブリの大規模取り出しの工法については、原子力損害賠償・廃  
31       炉等支援機構に設置した燃料デブリ取り出し工法評価小委員会（以下「小委員会」とい  
32       う。）において検討が進められ、今後、1、2年程度かけて東京電力が設計検討・研究開  
33       発を行い、同小委員会がフォローアップしていく。

- 1 ・ 汚染水については、凍土壁や建屋周辺の敷地舗装等の対策により、令和5年度実績と  
2 して、発生量を80 m<sup>3</sup>/日に抑制している。
- 3 ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）については、令和5年8月の最  
4 初の海洋放出以来、これまでに10回の放出が完了しているところ、これまでのモニタ  
5 リング結果から、安全であることが確認されているほか、本年7月のIAEAによる報告  
6 書では、関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった  
7 等と評価されている。
- 8 ・ ALPS 処理水の海洋放出以降、一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、  
9 魚価の大幅な低下などの風評影響が生じているという声は聞かれていない。
- 10 ・ ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及びALPS 処理水の  
11 処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいくこととしている。
- 12 ・ 輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「水  
13 産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）等の支援策を措置し、「三陸・常磐も  
14 の」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に取り組んでいる。
- 15 ・ ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれ、政府全体として風評対策及  
16 びなりわい継続支援にも徹底的に取り組む、被害が生じた場合には適切に賠償を行うこ  
17 とを東京電力に指導していく。
- 18 ・ 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について、円滑かつ確実に進めていくよう、図  
19 っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないよ  
20 うにすることとしている。
- 21 ・ 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に  
22 実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることによ  
23 り、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進め  
24 ることとしている。

## 25 26 (2) 主な検討課題等

- 27 ・ 廃炉は長期間にわたる取組であり、地元企業との連携が重要。
- 28 ・ 燃料デブリの試験的取出しが新たな風評につながらないようにすることが重要。
- 29 ・ 廃炉の取組に情報発信は欠かせないが、海外向けも積極的に行うことが重要。
- 30 ・ 福島第一原子力発電所における情報公開は、廃炉作業への負担やセキュリティの面  
31 で限界はあるだろうが、視察の積極的受入れは有意義。

## 1 2 環境再生に向けた取組

### 2 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 3 ・ 帰還困難区域を除く全市町村で面的除染が完了している。特定復興再生拠点区域につ  
4 いては、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）全てにおいて概  
5 ね除染作業が完了し、令和5年11月には、全ての区域で避難指示が解除された。特定  
6 帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が特定帰還居住区域復興  
7 再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行い、4町において順次、除染や家屋等の解  
8 体に着手している。仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵  
9 施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行っている。
- 10 ・ 福島県内に仮置きされていた除去土壌等については、帰還困難区域由来を除く除去土  
11 壌等については、令和3年度までに中間貯蔵施設への搬入が概ね完了しているところ  
12 あり、引き続き、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域において発生した除去土  
13 壌等の搬入を進めている。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や地元自治体  
14 の意向を踏まえつつ実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復を進めている。
- 15 ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後30年以内に、  
16 福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められている。除去  
17 土壌等の最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の  
18 減容・再生利用等を進めることが重要であり、除去土壌の減容技術の開発・実証、再生  
19 利用の実証事業、国民の理解醸成等に取り組んでいる。
- 20 ・ 福島県外の除去土壌等についても、処分に向けた取組を進めることとしている。
- 21 ・ 再生利用の実証事業等で得られた知見や、本年9月のIAEA専門家会合の最終報告書  
22 等の国内外の有識者の御助言等を踏まえ、除去土壌の再生利用及び最終処分に向け、再  
23 生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等について検討を進めて  
24 いる。
- 25 ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、既存の管理型処分場を活用した埋立処分  
26 施設への搬入等の事業を進めている。

27 福島県以外の1都8県の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連  
28 携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用  
29 しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理  
30 の促進も進めている。

### 31 (2) 主な検討課題等

- 33 ・ 福島県内の除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分  
34 を完了するため、毎年毎年着実に具体的な取組を進めていくとともに、その進捗を国民

1 に示していくことが重要。

- 2 ・ 環境再生の取組は長期にわたることから、地元企業との連携が重要。
- 3 ・ 再生利用の実証事業等で得られた知見を活かし、環境再生の取組を継続的に検討して
- 4 いくことが重要。

### 5 6 3 帰還・移住等の促進、生活再建等

#### 7 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 8 ・ 原子力災害被災地域では、避難指示の解除時期等によって地域の状況は大きく異なる。
- 9 ・ 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、除染やインフラ整備等を行
- 10 い、令和5年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除され
- 11 た。
- 12 ・ 除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて
- 13 必要な対応を行っている。
- 14 ・ 特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の
- 15 促進も含め、様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅
- 16 速な整備を支援している。
- 17 ・ 特定復興再生拠点区域が所在する6町村については、帰還困難区域を抱えており、復
- 18 興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体
- 19 ごとに状況が大きく異なることから、特定復興再生拠点区域を含めた避難指示解除区域
- 20 への帰還・居住に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進
- 21 することとしている。
- 22 ・ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外に関しては、2020年代をかけて、帰還意向
- 23 のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に
- 24 必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされ、避難指示解除によ
- 25 る住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定
- 26 できる制度が創設された。本制度に基づき、令和6年4月までに大熊町、双葉町、浪江
- 27 町及び富岡町が特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行い、
- 28 除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めている。
- 29 ・ 地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケー
- 30 ションに取り組むとともに、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置
- 31 を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について
- 32 検討を行うこととしている。
- 33 ・ 特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、

1 国は、自治体の意向を十分に尊重し、運用していくこととしている。

- 2 ・ 帰還困難区域において、荒廃抑制対策や、鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進めて  
3 いる。
- 4 ・ 避難指示解除地域については、住民の帰還を促進し、同地域の復興の実現に向けて、  
5 魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交  
6 通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備を  
7 ハード・ソフトの両面から進めている。
- 8 また、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促  
9 進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組んでいる。
- 10 ・ 福島再生加速化交付金は、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズ  
11 にきめ細かく対応する施策を支援するもので、地方負担分についても、原則として、震  
12 災復興特別交付税を措置することで、12 市町村一律で被災団体の財政負担が生じない  
13 仕組みとして、迅速な事業実施に貢献している。
- 14 ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業は、原子力災害後の特殊な状況に鑑み、他地域  
15 では地方公共団体が実施主体になっているような事業でも、生活環境整備部分は法律の  
16 規定により、帰還再生加速部分は法律の規定によらずに、12 市町村一律で、市町村等  
17 からの要請に基づき国が実施主体となり、全額国の負担として、生活環境の改善に貢献し  
18 ている。
- 19 ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、双葉郡等における地域医療体制の確保、再  
20 開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進めることとしてい  
21 る。「双葉地域における中核的病院」の整備に向けた支援等にも取り組むこととしてい  
22 る。
- 23 ・ 教育環境の整備については、学校再開の支援とともに、再開した学校等における海外  
24 研修や地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就  
25 学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧などを行っている。
- 26 ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置については、適切な周知期間を設け  
27 つつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととしている。
- 28 ・ 国、県、市町村等がそれぞれの役割を果たしつつ適切に連携して、福島復興再生基本  
29 方針や福島復興再生計画の下、12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて  
30 取り組むこととしている。
- 31 ・ 原子力損害賠償について、国は、被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施  
32 に向けて、必要な対応を行っている。
- 33 ・ 避難指示解除地域における帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備に際しては、地  
34 方創生施策等の政府全体の施策も総合的に活用して、地域の復興・再生に取り組むこと



1           としている。

2  
3   (2) 主な検討課題等

- 4   ・ 帰還が進んでいない地域は、被災者の帰還意向を確認しながら丁寧に取組を進めてい  
5   くことが重要。
- 6   ・ 被災地の復興に意欲のある移住者が果たしている役割は大きく、今後も、期待される  
7   ため、帰還促進と併せて、移住・定住の促進や、ホープツーリズムをはじめとする観光  
8   振興を通じた交流人口・関係人口の拡大等を図るべきであり、こうした分野の情報発信  
9   が重要。
- 10   ・ 交流人口や関係人口の増加については、広域的な連携が重要。
- 11   ・ 帰還・移住の促進のためには、医療機関の存在が重要。
- 12   ・ 帰還・移住の促進に向けて雇用創出する際、住宅の確保が重要となるが、福島第一原  
13   子力発電所周辺の町では住宅が不足している。空き家と新築住宅、あるいは企業用集合  
14   住宅など、それぞれの課題を分析しながら、何らかの住宅整備策が検討できないか。
- 15   ・ 教育分野や医療分野等の関連施設は、広域的に住民が利用できることが効果的ではな  
16   いか。広域的な利用は、維持管理費の軽減につながり、持続可能な行政運営にも必要で  
17   はないか。住民の利便性にも配慮しながら、市町村による広域連携の取組を促していく  
18   必要がある。
- 19   ・ 避難指示解除地域においてまちづくりが進む中で施設管理の難しさが課題として浮か  
20   び上がっており、今後他の自治体においても同様の課題に直面すると思われるため、特  
21   に空き家の活用や解体等について議論することも重要。
- 22   ・ 避難指示解除後、帰還や移住が進むにつれて、コミュニティの再生や活動再開が進み、  
23   それらが更なる帰還や移住を進めていくという意味で、コミュニティ形成は重要。
- 24   ・ 地域が活気を取り戻し末永く自立していくためには、生業の再生等が最優先であるが、  
25   地域の文化的なつながりや心意気が精神的な支えとして果たす役割も大きい。
- 26   ・ 被災した子どもも含め、被災者の状況は様々であり、丁寧に心のケア等の支援を継続  
27   していくことが重要。
- 28   ・ 帰還困難区域の多くを占める除染されていない森林を今後どうしていくかは、しいた  
29   け栽培を含め林業をなりわいとしてきた地域の方々にとって、大変重要な課題である。
- 30   ・ 福島再生加速化交付金については、真に必要な支援を行っていくためには財源配分は  
31   国より市町村に近く広域調整の役割を持つ県が担っていくのが適切ではないか、地域の  
32   自主性や持続性の観点から地元負担を一部導入する方向で見直しをやっていった方が良  
33   いのではないか、復興特別会計内で他の制度と事業内容に重複があるのであれば整理し  
34   て対象を明確化すべきではないか、との指摘があるが、どのように考えるか。

- 1 ・ 生活環境整備・帰還再生加速事業については、防犯パトロールや除草などを国が市町  
2 村に委託して実施しているが、必要な予算を市町村に補助していく方が地に足の着いた  
3 形で事業を執行できるのではないかと、との指摘があるが、どのように考えるか。
- 4 ・ これらの原子力災害被災地域の復興施策の検討にあたっては、被災地の関係者に寄り  
5 添い、丁寧に耳を傾け、現場の実情を把握していくことが不可欠。

#### 6 7 8 4 産業・生業に関する取組等

##### 9 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 10 ・ 12 市町村では、復興のステージが地域によって大きく異なり、復興が進んだ地域もあ  
11 る一方で、避難指示解除時期の違いから、事業環境が依然として厳しい地域もある。
- 12 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は、12 市町村の避難指示解除区域等を対象  
13 に、企業の工場等の新增設を支援し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加  
14 速させるとともに、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める事業で  
15 あり、避難指示解除の時期等の違いによって補助率に差異を設け、より復興・再生を加  
16 速化すべき地域への投資を促している。
- 17 ・ 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえ、本  
18 構想に基づき、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、同地域等で一体と  
19 なって取組を進めており、また、現在「青写真」の改定に向けた検討が進められている。
- 20 ・ これまで、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、  
21 医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、産業集積や社会課題解決に資する取組を進め  
22 ている。
- 23 ・ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構では、地域をけん引する人材育  
24 成、関係・交流人口の拡大、情報発信等の取組にも取り組んできたところ、F-REI 等と  
25 も相互に協力し取り組んでいく。
- 26 ・ 廃炉事業について、地元企業が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、  
27 地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を  
28 向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉  
29 にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていくこととしている。
- 30 ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用  
31 を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進める  
32 こととしている。
- 33 ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構  
34 想」の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向けた取組を着実に推進する

1 こととしている。

- 2 ・ 福島相双復興官民合同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対  
3 するきめ細かい支援を実施している。
- 4 ・ 被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施  
5 設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施している。
- 6 ・ 企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・  
7 関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援している。
- 8 ・ 農業分野では、12市町村の営農再開面積の割合は、約5割まで回復するに至ったが、  
9 避難指示解除の遅れや帰還状況により再開割合が低く未再開農地が多く残る市町村が  
10 ある。営農再開の加速化に向け、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の  
11 促進等に取り組んでいる。

12 また、ICTを活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の高い農業  
13 経営の展開、広域的な高付加価値産地の形成を推進している。

14 農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等に  
15 ついて、支援を実施している。

- 16 ・ 森林・林業分野では、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備と  
17 その実施に必要な放射性物質対策や、しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組  
18 等を進めるほか、木材の安全証明、パークの滞留対策等に取り組んでいる。また、帰還  
19 困難区域を含む森林・林業の再生に向けた関係者との調整など必要な対応を進めること  
20 としている。
- 21 ・ 水産業分野では、令和3年4月から試験操業を終了し本格操業への移行に取り組む福  
22 島県など被災地の漁業について、漁獲量の増大等の取組に対する支援を実施している。  
23 また、被災地の水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を実施し  
24 ている。

## 25 26 (2) 主な検討課題等

- 27 ・ 産業の回復具合や復興の進捗など、関連データを見ると、12市町村の復興の状況には  
28 非常に差があることが確認でき、福島第一原子力発電所の周辺地域では依然として極端  
29 に落ち込んでいる。業種毎の状況や、いわゆる「建設特需」に関係しない部分を丁寧に  
30 見ていくことが重要。
- 31 ・ 市町村単位での分析だけでなく、同一市町村内でも原子力災害の影響を強く受けた地  
32 域とそうでない地域では状況は異なることにも留意。
- 33 ・ 現在は「建設特需」があるが、今後はそれらの求人が減っていることも考えられ、今

1 後求人が増加する可能性のある職種へ円滑に移行できるよう、丁寧な就労支援が重要。

- 2 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が、対象地域や企業規模によって補助率に差  
3 を設けているように、より地域の実情や必要性に合わせた制度とすることが重要ではな  
4 いか、との指摘があるが、どのように考えるか。
- 5 ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金のように補助率に差を設け一番大事なところ  
6 に重点的に予算を投入する仕組みについて他の施策で導入することができないか、その  
7 際には復興庁が直接全ての市町村と調整を行うのは困難を伴うので県の調整を尊重し  
8 ながら対応することができないか、との指摘があるが、どのように考えるか。
- 9 ・ 産業支援には、投資促進支援に加え、（福島相双復興官民合同チームが行っているよ  
10 うに）ソフト面での個々の経営支援が重要。
- 11 ・ 先導的な取組をいかに進めていくか、については、福島イノベーション・コースト構  
12 想において一定の成果を上げており、今後、F-REI との連携が戦略を考える上で重要。
- 13 ・ スタートアップ企業については、事業のアイデアや事業者の資質が素晴らしくても、  
14 地域とうまく合わず定着しない事例もあるため、成功事例や失敗事例の要因も踏まえ、  
15 支援することが重要。
- 16 ・ 全国的に人手不足が深刻である上、特に福島の被災地域では新たな人材確保が難しい  
17 状況であることから、テレワークや DX の推進を通じて、業務効率化と人材確保を検討  
18 することが重要。
- 19 ・ 震災により価格面で不利な立場におかれた農産品の価格回復と認知度向上、また、し  
20 いたけ等の特用林産物の安全性と質の向上への取組や出荷制限の早期解除などに向け  
21 て知恵を絞り、努力することが重要。また、消費者の消費行動が震災前の姿に回復す  
22 るための取組についても、今後考えていくことが重要。
- 23 ・ 水産業については、日本全体をとりまく課題について、どう対処していくべきか、特  
24 に地球温暖化という大きな動きにどう対応するのか継続的に議論していくことも重要。

## 25 26 27 5 福島国際研究教育機構の取組

### 28 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 29 ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現  
30 するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術  
31 力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、  
32 我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献す  
33 る、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法に基づ  
34 き、令和5年4月に福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）を設立した。

- 1 ・ 「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、F-REI が行う「ロボット」、「農林水産  
2 業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、「原子力災害に関する  
3 データや知見の集積・発信」の5分野を基本とする研究開発をはじめ、産業化や人材  
4 育成の取組を推進している。

5 研究開発では、各分野長の下で、5分野27テーマの委託研究について、公募、選定・  
6 協議の上、55件の委託研究が開始されている。今後、令和11年度までの中期目標期間  
7 を通して、外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃  
8 合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行していく予定である。

9 施設統合では、福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合（令和7年4月予  
10 定）について、本年6月に福島県とF-REIは基本合意書を締結。また、日本原子力研究  
11 開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター及び国立環境研究所（NIES）福島地域協働  
12 研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分のF-REIへの統合（令和7年4  
13 月予定）について、本年7月に福島県、JAEA、NIESと基本協定及び実施協定を締結。

- 14 ・ F-REI が着実に業務を本格実施できるよう国が行うF-REIの当初の施設整備に関し、  
15 本年1月に復興庁は施設基本計画を取りまとめ、復興庁設置期間内での順次供用開始を  
16 目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努めている。

## 17 18 (2) 主な検討課題等

- 19 ・ F-REI の取組は大変意義深いことであり、福島ひいては日本全体に取組の成果が広が  
20 ることを期待する。
- 21 ・ 取組は始まったばかりであるが、取組内容について多様な媒体を用いた積極的な発信  
22 が必要。東日本大震災からの復興を理解してもらう観点から、海外向けの情報発信も重  
23 要。
- 24 ・ 産業化の機能を発揮していくためには、サイエンスコミュニケーターや法律関連資格  
25 を有する専門人材を確保しながら活動し、それらの活動を対外的に発信していくことが  
26 重要。
- 27 ・ エフレイ・サイエンスラボ等、最先端の研究を行う研究者が福島の子どもたち向けに  
28 事業を実施することを通じて、地域の人材を育成していく視点は重要であり、継続的な  
29 活動支援が重要。
- 30 ・ 復興庁や復興特別会計がなくなった後も、F-REI が継続して成果を上げていくことが  
31 必要であり、外部資金の導入や、持続可能な予算の枠組みなど、多様な資金確保策につ  
32 いて早めの段階から検討することが重要。

## 1 6 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

### 2 (1) これまでの主な取組と現状の概要

- 3 ・ 福島県産品の中には全国平均との価格差が震災前の水準まで回復していないものもある。  
4
- 5 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風  
6 評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向  
7 けた情報発信等に取り組んでいる。
- 8 ・ 科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合  
9 理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行っている。
- 10 ・ これまでに蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、たけのこや山菜、きのこといっ  
11 た山の恵みを含む食品等に関する規制等について、科学的・合理的見地から検証するこ  
12 ととしている。
- 13 ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、放射線副読本の  
14 更なる活用等の放射線に関する教育の充実等により、放射線に関する科学的な知識等や  
15 復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な  
16 支援を行っている。
- 17 ・ 観光については、福島県の観光入込客数をみると、浜通り地域の回復が遅れている。  
18 福島県では訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、ホー  
19 ツーリズムをはじめとした滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモー  
20 ションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組んでいる。
- 21 ・ 諸外国・地域における輸入規制については、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うと  
22 ともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援している。
- 23 ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施すると  
24 ともに、その結果について分かりやすい情報提供を行っている。また、地元の理解を得  
25 ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図っている。
- 26 ・ ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を生じさせないよう、関係閣僚等会議で決定  
27 した「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」  
28 (令和6年8月30日)、関係省庁連名で取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージ  
29 等を踏まえ、風評の払拭に向けた科学的根拠に基づく正確な情報の発信等に取り組んで  
30 いる。

### 31 (2) 主な検討課題等

- 33 ・ 「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうこと、地元産品を食べてもらうこと

1 を通じて、地域の魅力への理解を促進することが重要。このような取組により風評の払  
2 拭にも繋がる効果も期待できる。

- 3 ・ 一度は人が住めなくなった地域において、少しずつではあるが人々が戻り生計を立て  
4 ながら日常の生活を営むことができるようになった状況を発信していくことは、原子力  
5 災害被災地域の復興の現在の姿の理解醸成にとって重要。
- 6 ・ 被災地の復興に意欲のある移住者が果たしている役割は大きく、今後も、期待される  
7 ため、帰還促進と併せて、移住・定住の促進や、ホープツーリズムをはじめとする観光  
8 振興を通じた交流人口・関係人口の拡大等は重要であることから、こうした分野の情報  
9 発信は重要。
- 10 ・ 震災の記憶と教訓の後世への伝承は重要。福島県にも多くの震災遺構等があり、被災  
11 各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、引き続き情報発信に取り組  
12 んでいくことが重要。
- 13 ・ SNS や動画を活用した観光客の誘致について分析することが重要。
- 14 ・ 国際的な情報発信は、政府全体としても取り組むことが重要。
- 15 ・ しいたけ等の特産物の安全性と質の向上への取組や出荷制限の早期解除などに向  
16 けて知恵を絞り、努力することが重要。

17

令和 6 年度復興推進委員会第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関する  
ワーキンググループにおける現地視察（福島県）報告

1. 視察行程等

実施日 令和 6 年 9 月 19 日（木）

● 参加者

今村座長、浅野構成員、阿部構成員、白波瀬構成員、戸塚構成員、奥野委員  
及び関委員及び（計 7 名）

※ 復興庁及び福島県庁の職員が随行。

● 訪問先

福島県福島市、富岡町、大熊町及び双葉町

● 行程

① 福島第一原子力発電所

（廃炉に向けた取組や A L P S 処理水の海洋放出に係る取組状況等の視察）

② 双葉駅前周辺

（特定復興再生拠点区域の視察）

③ 福島県庁

（福島県知事との意見交換）

2. 結果概要

① 福島第一原子力発電所

（廃炉に向けた取組や A L P S 処理水の海洋放出に係る取組状況等の視察）

<概要>

福島第一原子力発電所において、廃炉に向けた取組や A L P S 処理水の海洋放出に係る取組状況についての説明を聴取するとともに、構内において各種施設・設備を視察。

<意見交換での主な発言内容>

【1号機～4号機関係】

- 廃炉に向けた取組とこれまでの進捗について

【ALPS 処理水の緊急遮断弁関係】

- 安全性の確保に向けた取組について
- 安全性を科学的に評価するための取組について



1           【意見交換】

- 2           ● 廃炉に向けた取組における地元企業との連携について  
3           ● 廃炉に向けた取組に係る広報の在り方・戦略について

4  
5  
6           ② 双葉駅前周辺  
7           （特定復興再生拠点区域の視察）

8  
9           <概要>

10           特定復興再生拠点区域における復興の状況について、復興推進委員会ではここ数年定  
11           点観測的に視察を行ってその進捗状況を把握していることから、双葉駅前周辺を中心  
12           にバス車内から視察。

13  
14           <主な事項>

- 15           ● 双葉駅西側地区住宅の整備状況について  
16           ● 震災前に町の賑わいの中心だった双葉駅周辺の再生状況について

17  
18  
19           ③ 福島県知事との意見交換

20  
21           <概要>

22           福島県庁において、福島県内堀知事と県内の復興状況等に係る意見交換を実施。

23  
24           <意見交換における主な事項>

- 25           ● 避難指示解除地域における住宅整備をはじめとした生活環境や医療機関の整備状  
26           況  
27           ● 廃炉に係る技術開発における地元企業との連携等イノベーションに向けた取組  
28           ● 福島第一原子力発電所の廃炉に係る研修旅行の受入  
29           ● 原子力災害被災地域の自治体における広域連携と県の役割の重要性  
30           ● 福島への研修旅行における原子力災害被災地域の見せ方  
31           ● 避難指示が解除された地域における帰還者と移住者の融和  
32           ● 教職員への支援や働きやすい環境整備について  
33           ● 原子力災害からの復興の目指すものについて

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ  
12市町村との意見交換会 結果概要

1. 開催概要

令和6年10月8日、28日の2回に分けて12市町村の首長等との意見交換会を開催。両日とも各市町村長等から、各市町村における復興の現状や課題を中心に、課題の変遷や令和12年度時点で想定する各市町村の姿等について説明がなされた後、質疑応答・意見交換が行われた。

【第1回】

● 実施日

令和6年10月8日(火) 15:00-16:35

● 会場

福島復興局(オンライン併用)

● 出席者

<第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ構成員>  
今村座長、増田座長代理、浅野構成員、阿部構成員、戸塚構成員

<関係町村>

広野町 遠藤町長、富岡町 山本町長、川内村 遠藤村長、大熊町 吉田町長、葛尾村 篠木村長、飯館村 杉岡村長

※ 復興庁職員が同席。

【第2回】

● 実施日

令和6年10月28日(月) 09:30-11:05

● 会場

福島復興局(オンライン併用)

● 出席者

<第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ構成員>  
今村座長、増田座長代理、浅野構成員、阿部構成員、石川構成員及び戸塚構成員

<関係市町>

田村市 白石市長、南相馬市 門馬市長、川俣町 藤原町長、檜葉町 松本町長、双葉町 伊澤町長、浪江町 成井副町長

※ 復興庁職員が同席。

1 2. 12市町村の主な発言内容

- 2 ・ 福島復興再生特別措置法にあるとおり国の社会的責任を踏まえ、被災者・被災地に真に  
3 寄り添った施策を構築、実行していただきたい。震災から14年目となる中で、被災自治  
4 体もそろそろ自らという論調があるとすれば、原子力災害という要因を理解していない  
5 のではないか。事業の成果が見えないうちに復興施策が終わってしまうことにならない  
6 よう、切れ目のない十分な財政措置が必要。
- 7 ・ 復興の進展に伴い新たに顕在化した課題にも柔軟に支援頂きたい。
- 8 ・ 避難先での生活基盤の形成等により帰還が進まず、そのため事業の再開等が困難になる  
9 という負のスパイラルに陥っている。人口減少や少子高齢化が大きな課題であり、その対  
10 応のため移住・定住の促進等への支援が必要。
- 11 ・ 避難指示の解除が遅れた地域においては、第2期復興・創生期間以降もハード・ソフト  
12 両面で復興財源を安定的に確保いただくとともに、避難指示が比較的早く解除された地  
13 域と比べて、制度面や財政面において差が生じることがないようにしてほしい。
- 14 ・ 広域連携は重要であり、県と一緒に検討する必要。例えば、インフラ整備は県全体で考  
15 える必要。また、給食センターや学校などでは複数市町村での連携を既に検討している。
- 16 ・ 未だに帰還困難区域を抱えている市町村もあり、復興の実情に応じたきめ細かな対応が  
17 必要。地方負担の導入は問題。福島再生加速化交付金については、交流人口の拡大やなり  
18 わいづくり等にも対応できるものとしてほしい。また、県が間に入ると決裁関係等で時間  
19 がかかるので、その是非について議論があってしかるべき。
- 20 ・ 避難指示解除されたばかりの地域では、住宅が圧倒的に不足していることから、国や県  
21 と連携し、住宅確保の取組を更に加速させる必要。また、医療や介護に関する支援の継続  
22 も必要。
- 23 ・ 生活環境整備・帰還再生加速事業について、安心安全の確保のために継続をお願いした  
24 い。
- 25 ・ 避難指示により著しく低下した生活環境の回復は国の責務の下で行うものであると考  
26 えている。
- 27 ・ 避難指示が解除された後も住民の帰還が進んでおらず地域活動が再開できておらず、ま  
28 た、帰還者は高齢者の割合が大きく、担い手確保は困難。
- 29 ・ 企業立地補助金について、避難指示解除が遅く、ようやくスタート地点に立った地域で  
30 は、これから企業誘致を行う段階。
- 31 ・ 農業の担い手不足という課題があるため、スマート農業を推進するための農業機械の導  
32 入の支援などきめ細かな対応が必要。また、森林再生を進めるため、森林管理の方針が必  
33 要。
- 34 ・ 令和8年度以降の方針・方向性を早期に示してほしい。

35  
36

1 3. 総括WG構成員の主な発言内容

- 2 ・ 復興に向けて市町村間での広域連携が重要。復興に国が責任を果たすということの大前  
3 提としつつも、広域連携においては、市町村に最も近く、広域調整を担う県の役割が今後  
4 は更に重要になるのではないかと。
- 5 ・ 広域連携に当たり、町村ごとに復興の状況が異なることを踏まえ、連携する領域や進め  
6 方・留意点を考慮しつつ、制度設計等を行っていくことが重要。
- 7 ・ 関係町村から、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業及び福島再生加速化交付金  
8 事業をより効率的に運用するためのヒント等をいただいたことから、事業の改革につなげ  
9 ていきたい。
- 10 ・ 地域が活気を取り戻し末永く自立していくためには、生業の再生等が最優先であるが、  
11 地域の文化的なつながりや心意気が精神的な支えとして果たす役割も大きいことから、そ  
12 の点にも留意することが必要。
- 13 ・ 復興の進展に伴い、施設が過剰でその維持が困難な自治体がある一方で同一地域内には  
14 様々な施設が不足している自治体があるという実態を踏まえ、ランニングコストを見据え  
15 つつ、過去の災害も参考に、戦略的な施設整備・活用が必要ではないかと。
- 16 ・ 復興施策を地域の実情に合致した形で進めることは重要だが、各市町村の課題に自治体  
17 ごとに対応しては限界があるため広域連携が非常に必要であるところ、広域連携にお  
18 いては市町村と密接に関係している県の役割が重要であり、復興施策の効果が発現するよ  
19 うに県の役割を見直すべきところは見直すべき。
- 20 ・ 令和12年に向けての出口戦略が必要となるところ、出口戦略には大胆なグランドデザ  
21 インが必要。また、夢のある、わくわくするグランドデザインをつくるためには、広域連  
22 携が非常に重要。
- 23 ・ 移住者は旧来の行政区に捉われない傾向があるため、行政区をまたいだ移住や交流等の  
24 プロジェクトや広域連携に取り組めるのではないかと。また、岩手・宮城での教訓の共有な  
25 ど県外との連携も重要。
- 26 ・ 少子高齢化の中、持続的なまちづくりにおいては生業の再生に注力すべきであり、移住・  
27 交流人口の増加等に向けてハード・ソフトの両面からの取組が重要であるところ、各市町  
28 村における復興状況の違いを踏まえ、補助金や交付金の制度設計や運用を柔軟に行うこと  
29 が重要。
- 30 ・ 避難指示解除地域においてまちづくりが進む中で施設管理の難しさが課題として浮か  
31 び上がっており、今後他の自治体においても同様の課題に直面すると思われるため、特に  
32 空き家の活用や解体等については議論することも重要。

33